特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
6	国民年金に関する事務 基礎項目評価書	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和7年7月25日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	国民年金に関する事務				
②事務の概要	国民年金法に基づき、国からの受託事務を行う。 ・国民年金第1号被保険者に係る届書の受付及び日本年金機構への進達(資格取得、種別変更、資格喪失、任意加入、住所変更、氏名変更、付加保険料及び基礎年金番号通知書再交付申請等) ・国民年金第1号被保険者期間のみを有する者の裁定請求等の受付及び日本年金機構への進達 (障害基礎年金、遺族基礎年金、未支給年金、死亡一時金等) ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書を受付し、日本年金機構へ進達 ・個人番号が記載された申請書等の受付及び日本年金機構への進達				
③システムの名称	1 国民年金システム(税総合システム) 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
国民年金情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表46、116、1280	の項			
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	5担当部署				
①部署	福祉部 保険健康課				
②所属長の役職名	保険健康課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	・訂正・利用停止請求				
請求先	総務部 総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小 (0561)32-2111	坂50			
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	福祉部 保険健康課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小 (0561)32-2111	坂50			

9. 規則第9条第2項の適]適用した	
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未满]		:満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	2年1月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
		平成31年1月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1)発生あり 2)発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] 施機関については、それぞ	れ重点項目評値	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項 3) 基礎項目評価書及び全項目 価書又は全項目評価書において、リスク対第	評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシ	ステムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[]委託	しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネット!	フークシステムマ	を通じた提供を除く。) []提供	・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	レステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続し	しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管	•消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業	ŧ	1]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	り実施している。 ・本人からのマイナンバー取得 ・国民年金システムを利用した ・特定個人情報を含む書類は ・廃棄書類に特定個人情報が	身の徹底 -マイナンバーの 、施錠できるキャ 含まれていない	登録事務に係る横断的なガイドラインに従って? 確認権限を主担当のみに付与 バースットに保管することを徹底 か、ダブルチェックを徹底 スが発生するリスクへの対策は「十分である」と	
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部	監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育	- 啓発			
			<選択肢> 1)特に力を入れて行っている	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
従業者に対する教育・啓発 11. 最も優先度が高いと]		する
	考えられる対策 [8) 特定個人情報の漏えい <選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	い滅失・毀損リ れるリスクへのな 事務に使用され で使用等のリスク われるリスクへ システムを通じて システムを通じて い滅失・毀損リ	3) 十分に行っていない 全項目評価又は重点項目評価を実施 スクへの対策 対策 ない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 るリスクへの対策 への対策 の対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 ご目的外の入手が行われるリスクへの対策 「不正な提供が行われるリスクへの対策]
11. 最も優先度が高いとき	考えられる対策 [8) 特定個人情報の漏えい <選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク 8) 特定個人情報の漏えい	い滅失・毀損リ れるリスクへのな 事務に使用され で使用等のリスク われるリスクへ システムを通じて システムを通じて い滅失・毀損リ	3) 十分に行っていない 全項目評価又は重点項目評価を実施 スクへの対策 対策 ない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 るリスクへの対策 への対策 の対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 ご目的外の入手が行われるリスクへの対策 「不正な提供が行われるリスクへの対策]

変更簡所

変更箇	叶				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民部保険年金課	福祉部保険年金課	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保険年金課長 塚田 芳司	保険年金課長 野々山 千広	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	市民部保険年金課	福祉部保険年金課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保険年金課長 野々山 千広	保険年金課長 小野田 浩司	事後	
平成31年4月1日	I関連情報	保険年金課長 小野田 浩司	保険年金課長	事後	
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担 I 関連情報	・国民年金第1号被保険者に係る届書の受付	・国民年金第1号被保険者に係る届書の受付	事後	
令和5年4月1日	I. 特定値入情報ノアイルを T. 関連標数	及び日本年金機構への進達(資格取得、種別	及び日本年金機構への進達(資格取得、種別		
	5. 評価実施機関における担 I 関連情報	福祉部保険年金課	福祉部 保険健康課	事後	
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担 I 関連情報	保険年金課長 福祉部 保険年金課	保険健康課長 福祉部 保険健康課	事後	
令和5年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの	〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50	〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50	事後	
令和7年2月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	_	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って次のとおり実施している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底・国民年金システムを利用したマイナンバーの確認権限を主担当のみに付与・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないが、ダブルチェックを徹底これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年2月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	_	8) 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策 十分である マイナンバーの取得後の取扱いについて次の とおり実施しているため、対策は十分である。 ・みよし市における特定個人情報等の取扱い に関する損程の遵守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャ ビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていない か、ダブルチェックを徹底	事後	
令和7年7月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の31項	番号法第9条第1項 別表46、116、128の項	事後	
<u> </u>					
<u> </u>					
<u> </u>	<u>I</u>	l	1		